

平成 30 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成30年 1 月18日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 1月18日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
議席の指定について	10
会議録署名議員の指名について	10
会期を定めることについて	11
議席の一部変更について	11
常任委員会委員の選任について	11
議案審議	11

宮古島市告示第4号

平成30年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成30年1月11日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成30年1月18日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 平成29年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- (3) 平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (5) 平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (6) 平成29年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- (7) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (8) 宮古島市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (9) 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (10) 議決内容の一部変更について
- (11) 専決処分ゝ報告について

宮古島市告示第6号

平成30年1月18日招集の平成30年第1回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成30年1月15日

宮古島市長 下 地 敏 彦

1 追加付議事件

- (1) 議席の指定について
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書
- (5) 相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する抗議決議

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）	市 長	平成30年 1月18日	平成30年 1月18日	原案可決
議案 第 2 号	平成29年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 号	平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 号	平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 号	平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 6 号	平成29年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 7 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 8 号	宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 9 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第10号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第 1 号	専決処分の報告について	〃	〃		
意見書案 第 1 号	相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書	議 会 運 営 委 員 会	〃	平成30年 1月18日	原案可決
決議案 第 1 号	相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する抗議決議	〃	〃	〃	〃
指名 第 1 号	常任委員会委員の選任について		〃	〃	指 名
	議席の指定について				指 定 (平成30年1月 18日)
	議席の一部変更について		平成30年 1月18日	平成30年 1月18日	可 決

開会日（平成30年1月18日）に応招した議員

新	里		匠	君	國	仲	昌	二	君
平		百	合	香	友	利	光	德	〃
仲	里	夕	カ	子	上	里		樹	〃
島	尻			誠	栗	国	恒	広	〃
平	良	和		彦	上	地	廣	敏	〃
下	地	信		広	平	良	敏	夫	〃
砂	川	辰		夫	山	里	雅	彦	〃
我	如	古	三	雄	佐	久	本	洋	介
前	里		光	健	棚	原	芳	樹	〃
狩	俣	政		作	濱	元	雅	浩	〃
高	吉	幸		光	眞	榮	城	德	彦

平成 30 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成30年 1 月18日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成30年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成30年1月18日(木)午前10時開会

- | | | | |
|-------|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 日程第 1 | | 議席の指定について | |
| 〃 第 2 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 3 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 4 | | 議席の一部変更について | |
| 〃 第 5 | 指名第 1 号 | 常任委員会委員の選任について | |
| 〃 第 6 | 議案第 7 号 | 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について | (市長提出) |
| 〃 第 7 | 〃 第 8 号 | 宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 8 | 〃 第 9 号 | 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 9 | 〃 第 1 号 | 平成29年度宮古島市一般会計補正予算(第6号) | (〃) |
| 〃 第10 | 〃 第 2 号 | 平成29年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) | (〃) |
| 〃 第11 | 〃 第 3 号 | 平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第12 | 〃 第 4 号 | 平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第13 | 〃 第 5 号 | 平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第4号) | (〃) |
| 〃 第14 | 〃 第 6 号 | 平成29年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第15 | 〃 第10号 | 議決内容の一部変更について | (〃) |
| 〃 第16 | 報告第 1 号 | 専決処分報告について | (〃) |
| 〃 第17 | 意見書案第 1 号 | 相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書 | (議会運営委員会提出) |
| 〃 第18 | 決議案第 1 号 | 相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する抗議決議 | (〃) |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成30年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成30年1月18日(木) 午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
1月18日	木	本会議	議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議席の一部変更 常任委員会委員の選任 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成30年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成30年1月18日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(22名)

(閉会=午前11時10分)

議 長		議 員(11番)	高 吉 幸 光 君
副 議 長(17番)	上 地 廣 敏 君	〃 (12〃)	國 仲 昌 二 〃
議 員(1〃)	新 里 匠 〃	〃 (13〃)	友 利 光 德 〃
〃 (2〃)	平 百合香 〃	〃 (14〃)	上 里 樹 〃
〃 (3〃)	仲 里 夕力子 〃		
〃 (4〃)	島 尻 誠 〃	〃 (16〃)	栗 国 恒 広 〃
〃 (5〃)	平 良 和 彦 〃	〃 (18〃)	平 良 敏 夫 〃
〃 (6〃)	下 地 信 広 〃	〃 (20〃)	山 里 雅 彦 〃
〃 (7〃)	砂 川 辰 夫 〃	〃 (21〃)	佐久本 洋 介 〃
〃 (8〃)	我如古 三 雄 〃	〃 (22〃)	棚 原 芳 樹 〃
〃 (9〃)	前 里 光 健 〃	〃 (23〃)	濱 元 雅 浩 〃
〃 (10〃)	狩 俣 政 作 〃	〃 (24〃)	眞榮城 德 彦 〃

◎欠席議員(2名)

議 員(15番) 下 地 勇 徳 君

議 員(19番) 嵩 原 弘 君

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上 下 水 道 部 長	大 嶺 弘 明 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	上 地 成 人 〃
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 上 地 昭 人 君

次長補佐兼議事係長 仲 間 清 人 君

次 長 友 利 毅 彦 〃

議 事 係 狩 俣 篤 希 〃

次 長 補 佐 富 浜 靖 雄 〃

平成30年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成30年1月18日(木)

	平成29年第7回宮古島市議会定例会(12月)で議決した「介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善をすすめ国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書」及び「米軍CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に対する意見書、抗議決議」の計3件については平成29年12月20日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員から平成29年10月分の例月出納検査結果報告が、砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成29年11月分の例月出納検査結果報告があった。
平成29年 12月21日	佐良浜中学校で挙行された「伊良部小中一貫校建設工事安全祈願祭」に出席した。
12月22日	元城辺町議会議員、砂川義博氏への「高齢者叙勲伝達式」を宮古島市役所平良庁舎6階応接室で開催し、議長から叙勲の伝達を行った。
12月25日	平成29年第7回宮古島市議会定例会(12月)における選挙において当選した宮古島市選挙管理委員会委員及び補充員への「当選証書付与式」を宮古島市役所平良庁舎6階会議室で開催し、議長から当選証書を付与した。
平成30年 1月4日	市内ホテルで開催された「2018年宮古島市新春の集い」に出席し、新年の挨拶を述べた。
1月5日	沖縄製糖株式会社宮古工場で開催された「製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。 マティダ市民劇場で開催された「平成30年宮古島市成人式」に出席し、祝辞を述べた。
1月7日	宮古島市消防本部で開催された「平成30年宮古島市消防出初式」に出席し、祝辞を述べた。 七原コミュニティーセンターで開催された「平成30年宮古島市消防関係新春の集い」に出席し、挨拶を述べた。
1月10日	会派政心会代表、山里雅彦君から下地勇徳君が入会した旨の届け出があった。
1月11日	下地敏彦市長から平成30年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
1月12日	宮古島市役所平良庁舎で開催された「第34回全日本トライアスロン宮古島大会100日前・残暦板設置式」に上地廣敏副議長が出席し、挨拶を述べた。

<p>1月15日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月18日の1日とするのが適当であると決した。</p> <p>なお、同委員会では、去る宮古島市議会議員選挙において繰り上げ補充による当選をした議員に関連する「議席の指定について」、「議席の一部変更について」、「常任委員会委員の選任について」の3件及び「相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議」の2件の計5件の取り扱いについても諮問したところ、同意見書、抗議決議は同委員会から提案すること、また同5件の追加の告示を依頼することと決した。</p> <hr/> <p>議会運営委員会において「議席の指定について」、「議席の一部変更について」、「常任委員会委員の選任について」及び「相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議」の計5件については、追加の告示を依頼することと決したので、上地廣敏副議長が直ちに下地敏彦市長宛て「付議事件の追加告示について」の依頼を行った。</p> <hr/> <p>下地敏彦市長から「議席の指定について」、「議席の一部変更について」、「常任委員会委員の選任について」及び「相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議」の計5件を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <hr/> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p>
<p>1月16日</p>	<p>市内ホテルで開催された「江崎鐵磨内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）来島に伴う懇談会」に上地廣敏副議長が出席した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎副議長（上地廣敏君）

地方自治法第106条第1項の規定により、今臨時会は私、上地廣敏が議長の職務を行います。議事のスムーズな進行に皆様のご協力をよろしくお願いします。

ただいまから平成30年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、22名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

平成30年1月10日、会派政心会代表、山里雅彦君から下地勇徳君が入会した旨の届け出がありました。

1月11日、下地敏彦市長から平成30年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

1月15日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月18日の1日とするのが適当であると決しました。

なお、同委員会では、去る宮古島市議会議員選挙において繰り上げ補充による当選をした議員に関連する議席の指定について、議席の一部変更について、常任委員会委員の選任についての3件及び相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議の2件の計5件の取り扱いについても諮問したところ、同意見書、抗議決議は同委員会から提案すること、また同5件の追加の告示を依頼することと決しました。

同1月15日、議会運営委員会において議席の指定について、議席の一部変更について、常任委員会委員の選任について及び相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議の計5件については、追加の告示を依頼することと決したので、上地廣敏副議長が直ちに下地敏彦市長宛て付議事件の追加告示についての依頼を行いました。

同1月15日、下地敏彦市長から議席の指定について、議席の一部変更について、常任委員会委員の選任について及び相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議の計5件を付議事件として追加告示した旨の通知がありました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副議長（上地廣敏君）

この際、日程第1、議席の指定を行います。

去る平成29年12月20日、宮古島市議会議員に繰り上げ補充による当選をされました下地勇徳君の議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において20番に指定します。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において仲里タカ子君及び新里匠君を指名しま

す。

次に、日程第3、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1月18日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月18日の1日と決しました。

次に、日程第4、議席の一部変更についてを議題とします。

今回繰り上げ補充による当選をされた下地勇徳君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。15番、栗国恒広君を16番に、16番、上地廣敏君を17番に、17番、平良敏夫君を18番に、18番、山里雅彦君を20番に、19番、棚原芳樹君を22番に、20番、下地勇徳君を15番に、22番、髙原弘君を19番にそれぞれ変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

それでは、ただいま決しました議席にそれぞれお着き願います。

休憩します。

(休憩＝午前10時05分)

(変更後の議席着席)

◎副議長(上地廣敏君)

再開します。

(再開＝午前10時08分)

次に、日程第5、指名第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、経済工務委員会委員及び予算決算委員会委員に下地勇徳君を指名します。

次に、日程第6、議案第7号から日程第16、報告第1号までの計11件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

平成30年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案3件、議決議案1件、報告1件の合計11件であります。

最初に、予算議案からご説明申し上げます。議案第1号、平成29年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)。今回の補正は299万6,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ415億9,427万1,000円と定めて

あります。

議案第2号、平成29年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は64万3,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ85億3,086万円と定めてあります。

議案第3号、平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は19万7,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億3,576万4,000円と定めてあります。

議案第4号、平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は44万円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ8億1,144万3,000円と定めてあります。

議案第5号、平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は12万8,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億9,656万円と定めてあります。

議案第6号、平成29年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は29万9,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ4億7,966万5,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第7号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。平成29年人事院及び沖縄県人事委員会勧告の内容に基づき、給料表等の改定を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第8号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。期末、勤勉手当を引き上げ改定する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

議案第9号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。期末、勤勉手当を引き上げ改定する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第10号、議決内容の一部変更について。当協定は、宮古島市浄化センターの長寿命化計画に基づいて締結したものでありますが、現場精査したところ、平成29年度事業費の減が生じました。契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告第1号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎副議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

提出議案書の29ページです。報告第1号、専決処分の報告について。この間、指定管理に移行してから、この訴えの提起が繰り返し提案されていますけども、これまでの本会議における質疑の中では、3カ月以上または10万円以上の滞納者を対象者に行っているということがさきの議会では明らかにされました。そう

いった方々に対して催告書を送り、連帯保証人宛てに滞納額を通知し、履行協力願いをしている。それから、納付誓約書による分納をお願いしている。それから、法的措置対象者選考委員会で選考した上で最終催告をして、今回の訴えの提起につながっていると。これまでの質疑で明らかにされた中身に沿って私はこれを理解していますけども、そこでお伺いしますが、まず第1点目に連帯保証人、これが被告人に加えられていない理由をお聞かせください。

それから、これまで繰り返し指摘してまいりましたけども、市税や水道料金、そういった滞納者は生活に困窮しているシグナルを発信しているものだと。これは、国も一つの一定の基準を設けて、市を挙げて、部局を乗り越えた調査、詳細な調査、それをしっかりやるよという通達も届いているかと思います。そういったことに基づいて、対象者に訪問等、また行政が当然やるべき生活保護につなげるとか、そういった対応はなされたのか。当然この訴えの提起に出されるものは、さきの質疑の中で明らかにされたとおり、相談に来ないものだというご答弁いただいております。それで、この3件について、39カ月、それから23カ月、18カ月という滞納状況を見た場合、これはこの年数、この期間に、宮古島市が、指定管理者に任せっ放しにせず、きちんと滞納者に対してそういった行政の一定程度の、先ほど申し上げました生活保護につなげるような、そういったサービスにつなげるような、そういった働きかけ、場合によっては病気で寝込んでいる可能性もあるし、失業している可能性もあるし、そういったことに鑑みて、私はそれを指摘していますけども、そういった対応をなされたのかどうか。

まとめます。まず、保証人を被告に加えていない理由、それから滞納の理由、相談に来ない方に対しての市としての対応はどうだったか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、被告人に連帯保証人が加えられていないのはどういう理由かという点でございますけれども、基本的にですね、その住宅に関する規則といいますか、それを遵守していないのは本人であるということで、もちろん連帯保証人の方にもしっかりとその責務を理解してもらって、説明をしているところでありますけれども、裁判におきましては被告人のみを提訴するというふうに我々は理解をしております。

それと、ここでいう3件につきましてですね、案件につきまして、最高が39カ月の滞納があると。それまでに我々職員はどのような対応してきたかというご質疑もございました。これはですね、基本的には6カ月以上の滞納でそういう審査を行うというふうになっておりますけれども、もちろん6カ月以上の審査対象になっておりますが、本人につきまして、我々としてはご連絡を申し上げまして、分納ができるかどうかというご相談を受け付けております。それで、本人がやりますということで、一月分の家賃より少ない金額をですね、一度納めるとですね、またこれから納める意思があると判断をして、それをまたどんどん延ばしているという状況がございます。そういう形で、その39カ月の滞納という数字が出てきております。我々としても、本人におきまして常にご連絡、それと足を運んでですね、訪問もしまして、いろいろご意見、ご相談に乗っているということでございまして、生活保護につなげるような努力をしているのかということも含めましてですね、これは本人といろいろ話をしております。具体的にですね、実際訪問、連絡をしていきますと、だんだん本人と連絡がつかないケースが発生してきます。その中でも、やはり我々としてもしっかりと連絡をとるようにしてございます。今回の報告という形になってございます。

◎上里 樹君

連帯保証人を加えていない理由は、本人が履行していないからだということ、理由なんですけども、本来連帯保証人というのは責任を負う立場にあるわけですよね。取れるべき立場にある人です。それを訴えから外すというのは、取れるべき人から取らないという、そういうことになって、行政の不作为行為になりませんか。それが1点。

それから、滞納の理由について、これは39カ月ですよね、のケースです。39、23、18、それぞれです。訪問をして、いろいろ頑張ったようなご答弁ですけども、具体的に支払いが困難になっている理由、それがもし挙げられましたら具体的な事例を挙げてください。お聞きします。これは、3件ともそういうケースだと理解していいんでしょうか。それぞれ3件とも訪問をして、本人が分納に応じなくなったという、3件とも共通しているのかどうか、伺います。

◎建設部長（下地康教君）

まず、連帯保証人をなぜ提訴しないのかということでございますけれども、先ほど申しあげましたように、基本的には本人の責務でございますので、それをしっかり明確にするため、本人のみを提訴するという形になっております。

それと、もう一つ、滞納の理由の内容でございます。これは、それぞれ3件、いろいろな事情でございますけれども、その中には例えば子供が病気で医療費がかさみ、支払いができないという理由もございました。2年間提訴保留にしておりましたけれども、分納誓約書を締結をしていて、その39カ月という形にもなっているという理由もございました。それと、もう一つはですね、母親が病氣療養中であるという理由もございました。そういった形でいろいろな理由をですね、聴取といたしますか、相談を受けまして、分納誓約もしまして、最終的には今回の結論に達したということでございます。

◎上里 樹君

私の意見としては、要するに行政側は取れる者から取るという、それをしっかりやるべきだと思うんですよね。それをしないということは、不作为に当たるのではないかと指摘しましたが、答弁はありませんでした。

私は、3件について今具体的に問いましたところ、子供が病気だとか、母親が病気だとか、そういった困難を抱えているということを答弁されました。それでは、これに関連して、審査にかける以前に訪問や親身な相談をした上で今回の3件の訴えにつながったということですから、じゃそれ以外のケースとして、行政として手を差し伸べた結果、立ち直って、家賃が支払われるようになったとか、そういったケースがあれば、ご答弁いただければ。

（議員の声あり）

◎上里 樹君

答えられなければいいです。関連するから、聞いているんですよ。生活保護につなげたとか、ケースがあればいい。

◎建設部長（下地康教君）

まず、6カ月以上もしくは指定金額以上の滞納があった場合は、まず検討の対象に入るということでございます。それで、検討の対象に入った場合ですね、本人に最後通告書ですね、そういったものを送付しますので、そのときにしっかりと対応される方もいらっしゃると思います。そういう方は、今後また納入する意

思があるという判断をしまして、また提訴までの手続に至らないということとはございます。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

報告第1号、専決処分報告について、今の質疑に関連して私も質疑をさせていただきます。

1つは、この訴訟対象者3名おられます。39カ月の方も、23カ月、18カ月。この皆さんは、市営住宅に何年ぐらい入居されておられるのかなということが1つ。

滞納の理由については上里樹議員の質疑で答えられていて、子供が病気で支払えない、母親が病気療養中という方もいらっしゃるということですが、この3件の中に学校に通う児童もおられるかどうかということをお聞かせください。

それから、宮古島市営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱というのがあって、減免の制度があります。この提訴される三方は、この減免制度をご利用になっていらっしゃるかどうか、お聞きします。

関連して、この減免制度というのを利用している方が市営住宅入居者の中にどのぐらいいるか。この減免制度があるということが具体的にはどのように入居者に伝えられているかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、訴訟に入るわけですが、この訴訟については費用はどのぐらいかかるんですかということをお願いします。

平成20年から専決処分事項として市営住宅の管理上必要な訴えの提起ができるようになってきているということですが、平成20年から10年近いから、過去5年間でいいですので、これまで何件訴えの提起があったか。そして、訴えの結果、回収できた家賃というのがどのぐらい、滞納家賃というのがどのぐらいあるかというのがわかれば教えてください。

（「議長、精査したほうがいいよ」の声あり）

◎仲里タカ子君

たくさんになってしまいましたけども、答えられる分でいいです。

もう一つね。多くなって済みません。宮古島市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱によりますと、指定管理者は滞納リストを作成しています。現在、3カ月以上または10万円以上の滞納者がどのぐらいいるかということも、わかったら教えていただきたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

まず、減免措置でございますが、これ条例のほうにも載っております。それで、必ずですね、我々のほうはしっかりとそういう対象者に関してはそういった相談も受けておまして、またそういう指導もします。つまり減免措置があるということもちゃんと説明をして、生活保護につながるような条件であれば、そういったことができますよというような指導といたしますか、助言もしてございます。

それと、あと1点ですね、児童数ですね、その話がありました。対象世帯には児童が何名いるかという形でございましたけれども、これは基本的に個人情報というふうに理解しておりますので、差し控えたというふうに考えております。

これまでの滞納者の件数でございますけれども、これははっきり申し上げまして……滞納者の件数です

ね。要するに滞納請求事件の件数ということにおきますとですね、今私どもで資料として準備しておりますのは、平成16年、旧平良市時代からですね、ずっと続きまして、今年度、平成29年度におきまして、最終的に執行、強制執行をした件数は13件というふうになってございまして、これまでにですね、平成16年から現在までに、そういった審査委員会の手続をしっかりととってきております。その中で、最終的にこれまで13件の強制執行があったということでございます。

それと、滞納者の数ということでございますが、これはデータとしては打ち込めばすぐ出てくるところでございますが、今現在私のところに資料がございませんので、これから調査をして、ご報告申し上げたいと思います。

訴訟費用の件のご質疑がございました。これもですね、後で調べたいと思いますけれども、今頭の中にあるのは100万円前後だというふうに思っておりますので、これもしっかりとした数字を調べて、ご報告申し上げたいと思います。

(議員の声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午前10時36分)

再開します。

(再開＝午前10時37分)

◎建設部長（下地康教君）

減免制度についてのご質疑にお答えします。

減免制度を受けている件数はいかほどかというご質疑だと思いますけれども、これ今減免制度を適用しているものはございません。現在ですね。

◎仲里タカ子君

今のこのね、提訴されている世帯の児童は、個人情報だから、お答えできないということですが、市役所の中では福祉部ですよ、児童の福祉のために、例えば学校教育課とか福祉部の方と、この情報について共有するということはやっぴらっしゃるかということ、つまり訪問をしたりして相談をお受けになるわけですね。これ指定管理者の方がやるのか、それとも市の担当課の方もいらっぴらっしゃるかちょっとよくわからないんですけども、この情報が出てきたとき、児童がいれば学校教育課の方とか、あるいは病気の方がいらっぴらっしゃるというような理由がわかったときに福祉部の方と情報を共有するということはやっぴらられるかということをもう一度お願いします。

それと、減免制度を利用している方は今いないとおっしゃいましたけれども、過去に提訴された方がかなりいらっぴらっしゃる。この皆さんも、じゃ減免の制度も利用しないまま訴えられて、建物を明け渡したということですよ。ということでもいいですか。2点、じゃお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、滞納の原因についてですね、例えば児童生徒の数であったり、病気の方が家族にいらっぴらっしゃるであったりとか、そういった滞納理由に関してをですね、例えば福祉関係の業務と情報の連携があったかというご質疑もあったと思いますけれども、これはですね、基本的に我々としては本人とまずお話をします。

本人とお話をして、こういう制度もございますよと、そういう話もします。それで、最終的にはですね、本人が、これ申請業務でございますので、本人が申請することによって、我々はその申請を受けて動くという形でありますから、我々の場合はその制度の情報を提供するという立場でございますので、そういう提供しております。本人がそういう情報を我々のほうから聞きまして、いろいろなところにご相談申し上げるという形になろうかと思えます。福祉のほうとしてもですね、これだけではなくて、いろいろなところで連携をとっておりますので、その情報はやりとりをしているというふうに理解しております。

それと、先ほどの費用、裁判の費用の件に関してですけれども、費用は129万6,000円というふうに我々予算計上しております。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も幾つか質疑したいと思います。

まずですね、議案第1号、平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）、ページ数でいきますと33ページですね。その33ページの表の中ですね、左側の区分の中の一番下の比較というのがあって、その他の特別職が91人ふえているというふうになっております。この91人というのはかなり多い数なので、この中身を教えていただきたいと。

それと、同じページですね。ちょっと前後しますが、区分の上の補正後という、区分の上のほうの補正後の議員の右端の備考欄の説明がちょっとよくわからないので、これ説明をお願いします。

それから、この給与費明細書は様式としては総務省の省令で定める様式ということになってはいますが、この総務省の様式の中は給与明細書じゃなくて、給与費明細書となっているはずですが、その確認もお願いしたいなと思えます。

それから、一番最後のページですね、39ページお願いします。39ページの一番下ですね、通勤手当、これが国の制度と異なるというふうになっていて、その内容が右のほうに出ているんですけども、この異なっている理由は何かという部分の説明をお願いします。

それから、議案のほうですね、提出議案書の26ページ、議案第10号、議決内容の一部変更について。これはですね、今回も一部変更についてと出ているんですけど、実は平成29年9月定例会にも同じ一部変更についてというのが出ていて、これ2回目の一部変更なんですけども、なぜこういう一部変更が2回も出てきているのかという部分を説明をお願いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

なぜ9月定例会と今回の臨時会に2度、議決内容の一部変更が出ているかということでもありますけれども、まず9月の場合はですね、この協定というのは平成28年度に2年継続事業ということで昨年の6月にやっております、その後、今年度の2年度目に入りまして、入ったところ、今年度事業費について見込んだところ、9月定例会で減額した3,900万円の減額がまず見込めたということでの9月の第1回目の減額の契約変更でありました。今回の変更というものは、全ての事業が終わる、工事の発注も終わるということになりまして、そういったことを精査いたしますと950万円の、さらにその950万円の減額になるということで工事の残が発生するということでもありますので、その金額をもって協定の内容を変更したいという

いきさつでございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

まず、議案第1号、平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の33ページ、まずその他の特別職の91人につきましては数字がちょっと細かくなりますので、総務部次長兼総務課長から答弁させます。

私のほうからは、まず補正後の24人がなぜ備考欄でそういう形になっているかと、現在の。当初予算書のほうで26人と記載してありましたので、現在のという形で書いてあります。

それと、様式につきましてはでございます。給与費明細書という形のご指摘でございます。國仲昌二議員からですね、指摘のございましたとおりでございます、地方自治法施行令第144条の第1項に基づいて、予算に関する説明書として事項別明細書という形であります。その諸省令でフォームが基準とすることが定められております。本市では旧来ですね、予算書の見方、作り方という形をですね、参考にして、若干レイアウトは、今言ったように、費が抜けているという形もございますけど、これまで給与明細書という形で若干の異なっておりますけど、そういう形でこれまでどおりやっております。

それと、39ページの通勤手当の部分でですね、国の制度と同じか違うという形でございます。これにつきましてはですね、沖縄県はほとんど自動車通勤、沖縄本島にはモノレール等もございますけど、それらに対して算出が若干違っております。近年また燃料費の単価が変動がございます。ほかの市町村とですね、及びまた県との資料をもとに改定額を県と同額と算定しておりますので、国とは違うという形で、沖縄県に準じて算出しているという形の部分で表示しているということになっております。

◎総務部次長兼総務課長（上地成人君）

議案第1号、平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の33ページでございます。その他の特別職が1,048人から1,139人、91人の増となっておりますが、その内訳といたしまして、まず公民館長ですね、旧町村の城辺、上野、下地、伊良部、公民館長が嘱託となりまして、4人の増です。それから、企画費の中で統計調査、これは就業構造基本調査員が1人となっております。それから、学校教育課、これは学校におきます臨床心理士が2人の増となっております。それから、選挙費ですね、開票管理者、それから立会人、それから投票管理者、投票立会人、それから期日前の投票管理者、期日前の投票立会人、合計で84人の増となっております、トータルで91人の増となっております。

◎國仲昌二君

それでは、もう一度ちょっと確認したいのがあります。

議案第10号、議決内容の一部変更について。9月定例会の一部変更でも提案理由に、精査したところ、減になったと。今回も精査したところ、減になったということで、これやり方としては9月にやる必要はなかったんじゃないですか。今回1回で済んだんじゃないですかというのがありますので、そこを9月になぜやる必要があったかというの、ちょっと疑問なので、そこら辺をお願いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

昨年の9月での変更は必要なくて、今回で終われたんじゃないかということですけども、今回、9月の段階で、この工事そのものの発注、工事についてはもう全て完了するということが9月の段階では見込めたということで、9月の段階での変更となりました。今回、その後、工事を進めていく中で軽微な変更等が出てきたんですけども、9月の段階においてはそういったことは予想されていなかったということであ

ります。

◎建設部長（下地康教君）

先ほどのですね、建物明け渡し等請求事件に関するご質疑で、上里樹議員のご質疑で連帯保証人がなぜ含まれていないのかというご質疑がございました。それに対しまして私は連帯保証人が含まれていないという答弁をしたんですけれども、訂正させていただきます。これは、連帯保証人も含んでおります。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております11件のうち、日程第6、議案第7号から日程第15、議案第10号までの計10件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第6、議案第7号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第7、議案第8号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第8、議案第9号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第9、議案第1号、平成29年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第10、議案第2号、平成29年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第11、議案第3号、平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第12、議案第4号、平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第13、議案第5号、平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第14、議案第6号、平成29年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第15、議案第10号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

(市長、副市長、教育長、企画政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、総務部次長兼総務課長、財政課長、退席)

◎副議長(上地廣敏君)

再開します。

(再開＝午前11時01分)

次に、日程第17、意見書案第1号及び日程第18、決議案第1号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長(佐久本洋介君)

意見書案第1号、相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成30年1月18日、宮古島市議会副議長、上地廣敏殿。議会運営委員会委員長、佐久本洋介。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書

平成30年1月6日午後4時過ぎ、米軍普天間飛行場所属のUH-1Yヘリコプターがうるま市伊計島の海岸に不時着した。さらにその2日後の8日午後4時45分ごろ、AH-1Z攻撃ヘリコプターが読谷村の一般廃棄物最終処分場敷地内に不時着した。

伊計島の事故現場は100mほど先に住宅地があり、読谷村の事故現場は住宅地及び大型リゾートホテルから250mしか離れておらず、両事故とも一歩間違えば住民や観光客などを巻き込む重大事故に繋がるおそれがあり、断じて許されるものではない。

昨年だけでも、1月に今回と同じ伊計島の農道に米海兵隊AH-1Z攻撃ヘリコプターが不時着したほか、CH-53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民有地に不時着炎上する事故、MV-22オスプレイの伊江島飛行場や石垣空港への緊急着陸、CH-53ヘリコプターからの窓落下事故など米軍用機のトラブルが相次いでおり、県民の不安は極限に達している。

本市議会はこれまでも、米軍の事故や事件が発生するたびに米軍や関係機関に厳重に抗議と要請を行ってきたところであるが、このように事故が相次いでいる現状は米軍の安全管理に対する認識の低さの表れであると指摘せざるを得ず、激しい怒りを覚えるものである。

よって、本市議会は、県民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を守る立場から米軍及び関係機関に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 事故の原因を徹底的に究明するとともに、実効性のある再発防止策を講じること。
- 2 事故原因が明らかになるまで民間地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
- 3 在沖米軍基地の整理縮小を行うこと。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）1月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長。

決議案第1号、相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成30年1月18日、宮古島市議会副議長、上地廣敏殿。議会運営委員会委員長、佐久本洋介。

決議案第1号の本文は意見書案第1号と同じでありますので、提案理由の説明は省略させていただきます。

宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

◎副議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

1点だけ確認をしたいと思います。

私が考えるに、事故後のですね、マスコミ報道などを見ていると、ほかの議会でも見られるんですけども、例えば民間地のね、上空における飛行や訓練、これは無条件に中止すべきではないか、またその事故原因が明らかになるまではですね、少なくとも事故機が所属する普天間飛行場に所属する米軍機が飛行訓練を中止すべきだというふうに私は考えますけれども、議会運営委員会の中でそういった意見は出なかったのかどうかということも1点だけ確認したいと思います。

◎議会運営委員会委員長（佐久本洋介君）

今ご指摘のあった意見はあったと認識しておりますが、議会運営委員会で協議を重ねた結果、全会一致で提案どおり決したと確認しております。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終了します。

ただいま議題となっております日程第17、意見書案第1号及び日程第18、決議案第1号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第17、意見書案第1号、相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

次に、日程第18、決議案第1号、相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する抗議決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで平成30年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前11時10分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成30年1月18日

宮古島市議会

副議長 上 地 廣 敏

議 員 仲 里 タカ子

〃 新 里 匠